発展につながる活用方策を検討する」との答弁がなされました。しかし、「今津地域への説明が中分に果たされていない」「拙速な決断は避け、議論を尽くすべき」との理由により、採決の結果、賛成少数で再び否決となりました。

提案されました。

## 合併後初の住民投票へ民意に問う

審査付託を受けた3月定例会総務常任委員会での採決の結果、「否決すべき」となったこ果、「否決すべき」となったこ果、「否決すべき」となったことをうけ、高島経済会から市長とをうけ、高島経済会から市長とをうけ、高島経済会からでの採決の結めが、

残されていないとの理由から、るため、時間的な猶予もあまりが平成31年度に活用期限を迎えが平成31年度に活用期限を迎えがのである合併特例債

備に関する住民投票条例案」が福井市長から、「高島市庁舎整3月定例会最終日の3月27日、

可決されました。

「関疑や討論では、「投票日までの期間が短く、広報をする時での期間が短く、広報をする時での期間が短く、広報をする時での期間が短く、広報をする時での期間が短く、広報をする時での期間が短く、 広報をする時での期間が短く、 広報をする時での期間が短く、 広報をする時での期間が短く、 広報をする時での期間が短く、 広報をする時での期間が短く、 広報をする時での期間が短く、 広報をする時での期間が短く、 広報をする時での期間が短く、 広報をする時での期間が短く、 広報をする場合では、「投票日までの期間が短く、 広報をする場合では、「投票日までの期間が短く、 広報をする。



## 合併協定の重み政策見直しへの期待と

転」を支持されました。 住民投票条例案の可決を受 住民投票が執行されました。 る住民投票が執行されました。 る住民投票が執行されました。 は、4月12日、庁舎整備に関す け、4月12日、庁舎整備に関す は民投票条例案の可決を受 は民投票条例案の可決を受 は民投票条例案の可決を受 は民投票条例案の可決を受 は は いっこう は に は いっこう は に は いっこう は いっこう

果でもありました。
となく、将来に向けた政策のことなく、将来に向けた政策のると同時に、合併協定は様々なると同時に、合併協定は様々なると同時に、合併協定は様々なるとの取り決めにとらわれる

## 【開票結果】

有権者数 42,067人 投票者数 28,543人 投票率 67.85%

現 新旭庁舎の改修および増築に賛成 18,565票 今津町今津への新築移転に賛成 8,692票

**※**無効票 1,275票